

赤十字サポーター認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、日本赤十字社の事業・活動を積極的に支援、協力する山口県内の企業・団体等に対し、赤十字サポーターとして認定を行うために必要な事項を定め、もって、赤十字と企業・団体等の間における社会貢献のためのパートナーシップの確立と制度の普及拡大を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）企業等 企業・団体等をいう。

（2）赤十字サポーター 日本赤十字社山口県支部長（以下「支部長」という。）が、日本赤十字社の事業・活動を積極的に支援、協力する企業等と認め、第4条に定める赤十字サポーターの認定証の交付を受けた企業等のうち第5条に定める有効期間内にある企業等をいう。

（認定）

第3条 支部長は、日本赤十字社山口県支部（以下「支部」という。）に対する活動資金（会費・寄付金）の納入が年額3万円以上に達した企業等を赤十字サポーターとして認定することができるものとする。

（認定証の交付）

第4条 支部長は、前条の規定に基づき、赤十字サポーターとしての認定を行ったときは、当該企業等に対し、別に定める認定証を交付する。

（認定の有効期間）

第5条 赤十字サポーターの有効期間は、支部長が認定証を交付した日から1年を経過した日の属する年度末までとする。

（赤十字サポーターの表示等）

第6条 赤十字サポーターは、前条の有効期間中、次に掲げるものに支部長が定める表示を付すことができるものとする。

（1）商品または役務の広告

（2）商品または役務の取引に用いる書類または通信

（3）企業等の営業所、事務所、その他事業場

（4）インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報

2 前項の表示を希望する赤十字サポーターは、別に定めるところにより、支部長に表示の交付を求めることができるものとする。

(赤十字サポーターの公表)

第7条 赤十字サポーターは、第5条の有効期間中、支部長に対し、企業等の標章等を支部のホームページに掲載するよう求めることができるものとする。

(赤十字サポーターの活動協力)

第8条 赤十字サポーターは、支部長に対し、次に掲げる支部の活動に対する協力を申し出ることができるものとする。

- (1) 自らが発行する広告・広報誌等を通じた赤十字に関する情報発信
- (2) 営業所、事業所、その他事業場への赤十字広報ポスター等の掲出
- (3) 活動資金の募金箱の設置
- (4) 寄付つき自動販売機の設置
- (5) 赤十字救急法、防災セミナー、その他の講習・セミナーの開催
- (6) その他赤十字を支援する活動

2 支部長は、前項の申し出があった場合には、当該申し出に対応するよう努めなければならない。

(認定の辞退)

第9条 赤十字サポーターは、第5条の有効期間中、支部長に対し、赤十字サポーターの認定の辞退を申し出ることができる。

2 支部長は、前項の規定に基づき、辞退の申し出があった場合には、認定の取り消しを行うものとする。

(認定の取り消し)

第10条 支部長は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当する場合、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 本制度を著しく侵害するような行為を行った場合
- (2) 法令違反や倫理的な問題が発生した場合
- (3) 不正行為が発覚した場合

2 前項の規定により、認定を取り消した場合、支部長は、当該企業等に対し、認定取消しの理由を文書で通知するものとする。

3 前項の規定より、認定取り消しを受けた企業等は、速やかに、認定証を支部長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行し、平成25年度の赤十字サポーター認定から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日時点で赤十字サポーターに認定されているものについては従前の要綱（平成30年3月5日から施行）を適用する。